

平成20年度春日井市地域公共交通会議 第2回幹事会 議事録

1 開催日時 平成20年10月24日（金曜日）午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 春日井市役所 9階 教育委員会室

3 出席者

【会長】	中部大学 工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦
【委員】	春日井市 市長	伊藤 太 (代理 新開 正人)
	名鉄バス株式会社 運輸部運輸第2課長	長瀬 敏裕
	近鉄東美タクシー株式会社 代表取締役社長	梅津 道彦 (代理 葛山 直幸)
	愛知県タクシー協会 副会長	奥村 正士
	春日井市区長町内会長連合会 副会長	松本 由太郎
	春日井市老人クラブ連合会 会計	谷口 欣男
	愛知県尾張建設事務所 維持管理課長	伊神 健
	春日井市建設部 道路課長	三浦 栄作
【提案者】	春日井市商店街連合会会長	胡桃澤 勝久
	春日井市商店街連合会副会長	水野 隆
	あおい交通株式会社代表取締役	松浦 秀則
【事務局】	春日井市企画調整部 交通対策課長	東瀬野 克之
	課長補佐	小林 敏夫
	主査	河出 康隆
	主任	堀田 博明

4 欠席者

【委員】 愛知県春日井警察署交通課長 井ノ口 尚彦

5 資料説明

会長から、本幹事会の開催趣旨等の説明を行った上、「春日井西部地区コミュニティバス」について、事業主体の商店街連合会から、第1回幹事会からの変更点を中心に説明。

6 議題

(1) 春日井西部地区コミュニティバス<勝川・味美地区ちょい乗りバス>について

7 会議資料 資料1 春日井西部地区コミュニティバス<勝川・味美地区ちょいのりバス>事業計画書(案)

資料2 春日井市地域公共交通会議幹事会配席図

8 議事内容

※ 提案者とは、春日井西部地区コミュニティバス(以下「西部コミバス」という。)の事業を

実施する春日井市商店街連合会をいう。

【提案者】 資料に基づき、前回幹事会からの変更点について説明した。

【長瀬委員】 資料1の補足資料である路線図のうち、右回りコースについて、他の3つのコースでは“西本町”バス停となっている場所が、“味美中学校前”バス停となっている。バス停を変えるということか。

【提案者】 右回りコースの資料の表記誤りである。全て“西本町”バス停と統一し、修正させていただく。

【三浦委員】 説明の中で道路管理者と協議を行ったとの説明があったが、具体的な手続きは行っておらず、バス停設置箇所の詳細は協議されていないため、この点は今後しっかり進めていただくようお願いする。

【提案者】 今後、改めて説明に伺い、協議させていただく。

【磯部会長】 道路管理者への手続きとして、どのようなことが必要か。

【三浦委員】 バス停を設置する場合は、道路占用の手続きが必要になるほか、乗り入れや交差点などバス停設置に障害が無いかなど、細かな手続きや協議などの具体的な実務となる。

【事務局】 春日井警察署 井ノ口委員から、10月22日午後から、提案者とともにマイクロバスで現地を走行された結果を踏まえた意見を伺っている。春日井警察署の意見を報告する。

なお、現地調査の際に用いた資料は、9月に開催した第1回幹事会での資料に基づき行われたものと伺っている。

※ 以降、春日井警察署からの現地調査に関する意見書を読み上げ。

【事務局】 警察署からの意見としては、以下の4点である。

本件協議ルートについては、一部区間において大型車の走行が禁止される箇所があることから、ルート変更を行い、次回幹事会または本会議までに、春日井警察署と協議すること。

バス停の設置については、地先の同意を取ることはもちろん、植栽の伐採、歩道、縁石の切り下げを必要とする場所があることから、事前に道路管理者の同意を取るとともに、あわせて、ルート上のバス停についても道路占用の許可を取ること。

バスの発着場所になる西友駐車場については、一般車両が駐車しないよう、構造物により、バスの駐車スペースを確保すること。

ルート、バス停位置などについて変更が生じた場合は、速やかに警察と協議すること。

上記意見が実行されるならば、本件協議ルートについて同意することとする。

【磯部会長】 事務局より、今回欠席されている井ノ口委員からの4つの意見について報告された。

この井ノ口委員からの意見に対して、現地調査を行った段階から今回までに解決済みの項目もあると思われるので、提案者から回答をお願いします。

【提案者】 大型車の進入禁止の部分に関しては、今回の提案ルートでは既に対応しており、中新町の路線の変更部分が該当する。

【事務局】 春日井警察署に、今回の対応済みの資料を持って、改めて協議をしていただければ良いと考える。

【磯部会長】 1つめの大型車の通行禁止区間の対応については、路線変更により提案者としては対応しているとのことであるので、もう一度春日井警察署と協議し確認を取っていただきたい。

また、バス停の設置や、西友駐車場内でのバス停の意見についても、春日井警察署と協議すること。

※ 磯部会長から、各委員に対して本件に関する意見を求める。

【梅津委員】 事前に本件の内容について伺っており、運行時間帯などの面で調整が図られている。特に意見はない。

【奥村委員】 運賃が1日乗車200円ということに関して気になる点はあるものの、全体的には意見はない。

【松本委員】 特に意見はない。

【谷口委員】 特に意見はない。

【伊神委員】 特に意見はない。

【磯部会長】 運賃について、1日乗車券とのことだが、乗車券を発行するということが良いか。また、回数券について、事業計画書では未定となっているが、これはどのような形式や料金を想定しているのか。

【提案者】 初めに乗車するときに、乗車券を発行する。これを提示すれば1日乗車できるようになる。

回数券については、商店街をご利用いただいた方に対して、商店街の側で一部負担をしながら販売をしていきたい、という主旨のものであり、商店街との調整も必要なため、現段階では明確にお答えできない。サポーター券についても同様である。

【磯部会長】 バス事業者である長瀬委員にお伺いするが、このような運賃に関しては、

詳細に決めておく必要があるのか。

【長瀬委員】 今回の運賃について、どのような形式で申請されるのか、という問題がある。地域公共交通会議で協議された運賃については、協議運賃として申請することになるが、別途協議ということでは申請が出来ないため、1日乗車券はどのような制度か、回数券は実際に何枚綴りでいくらか、割引率はどの程度か、ということを確認することが必要である。

また、サポーター券については、1日乗車券を商店街が買い取って商店街が配布する、ということであれば問題は無いと思うが、例えば半額補助券のように、商店街は無料で配布するものの、実際には乗車券として100円分の金券となる場合は、一般路線であれば運賃の割引届けの形式になると思われる。どのような形式を取るのか、運輸支局と協議をして確定する必要がある。

最終的に本会議で、協議が整ったとする証明書を出す折には、運賃が確定していなければ、運輸支局は受理できない、という状況になる可能性があるため、今後の本会議では、運賃を確定したものを提示いただく必要がある。

【磯部会長】 事業計画書には、覚えやすい愛称をつける、とあるが、これはどのように付けるのか。愛称が近く決まるのであれば、本会議で報告する際に提示いただくと良い。

【提案者】 商店街連合会などの組織の中で協議し、愛称をつける予定としており、専門の方に依頼するなどは考えていない。

現段階では、勝川のカチを取って“カッチー”という愛称を考えている。

【磯部会長】 運営に関する意思決定体制として特別委員会を設ける、とのことだが、現時点での考えはあるか。これについても、早めに提示いただくと良い。

【提案者】 現時点では誰に、ということまでは明確になっていないが、これまでの協議においてご意見を頂いた、タクシー協会や名鉄バスなどにもご意見を伺いながら、どのような組織体制が良いのか、検討をしていきたい。

【奥村委員】 アンケート調査を実施し、新たな改善計画を立てる、とのことだが、例えば時間の変更やバス停の位置を変更する、ということを考えているのか。

【提案者】 利用者からの要望に対応して、軽微な路線の変更などは発生する可能性はあるが、時間帯については、当分の間、今回提案した時間帯で行う。

【奥村委員】 イベントの開催時において、バスの運行時間などの変更を行う予定はあるか。

- 【提案者】 味美地区の夏まつりや勝川地区での弘法市は夜に開催されるため、イベント時の数日間については、ご理解いただけるのであれば、一時的な夜間の運行も行いたいと考えている。
- 【奥村委員】 夜間の運行時間の延長を行う、ということか。
- 【提案者】 具体的な内容は現段階では提示できないが、夜間の運行時間延長も考えられる。
- 今後、イベント時の夜間の運行時間延長などがある場合には、了解いただけるように、必ず連絡をさせていただく。
- 【奥村委員】 運賃について、1日乗車200円とした理由であるが、シティバスの距離的な単価に対して、高いのか、安いのか。
- 【事務局】 1回乗車200円と置き換えた場合では、シティバスとほぼ同じくらいであるが、1日となれば複数回乗車でき、通常の往復利用で考えれば、シティバスでは400円となり、西部コミバスの方が安い、ということになる。
- 【奥村委員】 タクシー業界にとっては、この1日200円という運賃設定については、疑問が残る点である。利用者にとっては安いほうが良いとはいえ、例えば通勤・通学に自転車を利用している人が駐輪場を利用する単価や、シティバスの1乗車あたりの単価などに比べて、安すぎると考えられる。西部コミバスの利用が増えれば、他の交通への影響が発生する。タクシー事業に及ぼしてくる影響も大きいと考えられる。
- 【提案者】 今回の提案する西部コミバスについては、通勤・通学への対応は目的としておらず、また運行ダイヤの面からすると、通勤・通学に利用される人は発生しないものと考えている。
- 運賃設定については、基本的に10時から11時までの間に商店街に来て、その後、帰っていただくことに対して、200円の運賃と考えていただきたい。この視点では、今回の料金設定は妥当であるものと考えている。
- また、先ほど奥村委員の意見のうち、イベント時の対応の補足として、現在、第3土曜日に勝川商店街の道路を通行止めにしてイベントを行っている。その際には、補足資料の路線図うち“イベント時”と記述したルート及びバス停位置に変更する予定としている。
- 【松本委員】 今回提案された西部コミバスの路線について、シティバスと重なる所はあるか。
- 【事務局】 路線としては、中新町バス停から二子町バス停の区間と、美濃町2バス停から美濃町3バス停、勝川新町バス停の区間で重なる。

【松本委員】 一部重なっているということであれば、料金体系も異なるため、その周辺の住民からは意見が出てくる可能性はある。

例えば、西部コミバスとシティバスを比べて、西部コミバスの方が安い、ということであれば、シティバスを運行する意味が無くなるのではないかと。

【事務局】 この地域には現在既に病院循環勝川線、西部線が運行しており、そこに西部コミバスが加わる形となる。ただし、西部コミバスは勝川駅周辺の商店街へ利用客を運ぶため、一方でシティバスは市民病院や市役所を軸として利用者を運ぶため、というように運行目的が異なる。

また、料金体系については、当該地区においては競合する形になるため、西部コミバス運行後や、シティバス見直し後の状況を見極めながら、適切な運賃を探っていく形になると考えている。

【松本委員】 西部コミバス運行後、この範囲内が西部コミバスで網羅されるため、シティバス運行の必要性が薄くなる。

そのため、西部を運行するシティバスを減らし、東部の高蔵寺方面へのバスを増加させると良いのではないかと。

【事務局】 将来的な見直しの中で、検討していく意見とさせていただく。

【磯部会長】 シティバスの見直しを同時に行っている現状から、春日井市の地域公共交通全体のあり方にも影響する意見でもある。

その点では、事業計画書にある今後のアンケートの実施などについても、単に西部コミバスだけの調査に捕らわれず、市とも連携しながら、各交通機関の競合状況なども含めて調査をしていくことも重要である。

【新開委員】 今回ご提示いただいた路線や運行時間帯については、今回の幹事会で概ね確定されると思われるが、この結果を踏まえ、春日井市で現在検討しているシティバスの見直し案と今一度重ね合わせ、西部コミバスに地域公共交通の一部として依存できる部分は依存し、お互いのデメリットを出来る限り避けられるような、運行のあり方を考えていきたい。

【松本委員】 西部コミバスの路線網では、大きなデパートや商店などは網羅されていると思うが、病院については網羅されていないように思われる。

病院を網羅していないことについて、どのように考えるのか。

【提案者】 近くの歯医者や開業医については、西部コミバスのバス停間隔が300mから500mと短いこともあり、最寄りのバス停を利用することができるものと考えている。

【新開委員】 運行期間について、前回の幹事会の中で、短期間では終わらないように

したい、との発言があったと記憶している。シティバスについては、今後5年間の運行期間で事業を考えているが、仮に、両バス事業の重ね合わせをしていくとした場合、西部コミバスはどの程度の運行期間を考えているのか、把握しておきたい。

【提案者】 事業主体となる商店街連合会とあおい交通との契約がどのような形式になるかはわからないが、商店街連合会の役員が変更になるまでの間、今後3年間は運行をしたいと考えており、後任役員にも引継ぐ。

【磯部会長】 本日のとりまとめとして、いくつかの課題が残されているという印象がある。今後の展開として、今一度幹事会を開催して詳細を確定した上で本会議に上げるパターンと、幹事会としての議論を終え個別に課題を解決した上で本会議に上げるパターンが考えられる。

道路管理者や春日井警察署との協議が主な課題として残されているが、これの大きさと、解決するための時間的な問題になる。

道路管理者としては、実務的なものということで良いか。

【三浦委員】 公安の視点から、警察署からの意見に対応した状態であれば、あとは道路占用などの実務的な手続きとなる。

【磯部会長】 今回の幹事会でルートについては概ね確定となると思われるので、基本的にはバス停の位置についての課題に対応するというだけでよいか。

【三浦委員】 警察署からの意見に応じて、安全な運行が確保できている、ということであれば、バス停の位置に関する協議となる。

【伊神委員】 県道管理の立場から、先の説明の中で県道に関する協議を図られたとのことであるが、構造的な協議は行っているのか。県道に関しては比較的広いところがほとんどであると記憶しているが、段差があったり、こぶがあったり、植栽、ガードパイプ、乗り入れなど、個別のバス停ごとに協議することが必要となる。構造的な問題などについては手間がかかると思うが、細かい対応をお願いします。

【提案者】 交通への影響が無いことと、利用者が安全に利用できることに配慮して、協議を進めて行く。

【磯部会長】 事務局に確認するが、今後の展開として、提案者が各機関に対して個別に協議をしていただき本会議に上げるか、改めて幹事会を開催するか、どのように考えているか。

【事務局】 まず、警察署からの意見について、対応された事項については警察署と協議いただき、路線に関する課題を解決いただきたい。

バス停環境については、道路管理者と十分な協議をしていただき、また地先との調整を図っていただいた上で、基本的な場所及び構造について協議済みの状態で、本会議において提案していただきたい。

※ 磯部会長から、現時点での課題に対して個別に協議、調整を行い、本会議にかける旨の発言を受け、幹事より了解を得た。